

議案第 31 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 16 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条中「の前」を「又は任命権者の定める上級の公務員の前」に改  
め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服  
務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の  
定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員に係る服務の宣誓の特例等を追加する必要がある。